

スイス幹細胞研究法の成立経緯

森 芳周
(大谷大学助手、倫理学)

はじめに

2004 年 11 月 28 日にスイスで、ある重要な連邦法案の国民投票（レファレンダム）が行われた。この連邦法案は 6 割を超える賛成票で国民の承認を得て、2005 年 3 月 1 日に施行されることが決まった。それは、余剰胚からの胚性幹細胞の採取と利用に関する要件を定めた「胚性幹細胞の研究に関する連邦法（幹細胞研究法）」¹ である。本稿は、幹細胞研究法がどのような政策決定プロセスを経て成立したかを述べるものである。特に、スイスの生命倫理諮問機関である「医療領域における国家倫理委員会」²（以降は、国家倫理委員会と略す）の見解、技術評価センター（TA-SWISS）による市民参加型会議の報告、議会での議論などをもとにして、幹細胞研究法の成立経緯ならびに国民投票に至る経緯を述べる。

現在、日本では余剰胚からの胚性幹細胞樹立が認められており、研究目的の胚の作成と利用、クローン胚の作成と利用も容認する流れの中にある。その中で、他の国が生命倫理に関する重要な政策を決定した際に、どのような過程を辿ったかをわれわれは知っておくべきであろう。私はその一つのモデルとして、胚研究についての国民投票が欧州で初めて行われたスイスを取り上げる。

本稿の構成としては、まず第 1 節でスイスにおける胚の取り扱いに関する法的規定と、幹細胞研究法の概要を述べる。第 2 節では幹細胞研究法制定のきっかけとなった出来事から、法案（胚研究法案）の完成までを見る。スイスの生命倫理政策の決定プロセスに関してもここで触れる。第 3 節では連邦議会の審議と、国民投票への動きについて述べる。第 4 節では幹細胞研究法が今後のスイスの生命倫理政策に与える影響を考察する。

1. 幹細胞研究法の概要

1-1. 幹細胞研究法施行前の枠組み

胚の扱いに関して、主に関連する法は憲法と生殖医療法である。憲法 119 条は「人間の領域における生殖医療と遺伝子工学」について定められており、そこでは、クローンの利用、ヒト胚の遺伝形質への介入、ヒトとヒト以外の生殖細胞によるハイブリッドの作成、胚の提供と代理母、胚の商業取引が禁止されている。また、体外で生育させることのできる胚の数についても、「直ちに女性に移植することができる数」と規定されている。研究目的で体外受精を行うことも禁止されており、これによって研究目的での胚の作成も禁止される。この憲法 119 条 1 項に基づいて、生殖医療に関する規制として生殖医療法が 1998 年に制定されている。

生殖医療法のうち、胚の扱いに関係する規制に限って説明する³。まず、クローン、キメ

ラ、ハイブリッドの作成および女性、動物への移植は禁止されている(生殖医療法 36 条)。また、妊娠以外の目的(つまり研究目的)で胚を作成することも明確に禁止されている(生殖医療法 29 条 1 項)。ただし、スイス国内での作成を禁ずるものであり、かつ生殖補助医療の枠内での規定であるから、国外から輸入した胚性幹細胞の研究利用は禁止されていない。次に「余剰胚」についてであるが、生殖医療法 17 条で次のように定められている。

第 17 条 胚の発育

- 1 一月経周期内で妊娠を導くために必要な数だけの受精卵細胞が、女性の体外で胚へと発育されてもよい、しかし最高 3 個とする。
- 2 胚は、子宮での着床に不可欠な範囲でのみ、女性の体外で発育されてもよい。
- 3 胚の保存は、これを禁止する。

これによると最大で 3 個まで体外での胚の作成を容認しているが、後の使用のために保存しておくことは禁止されている。したがって、余った胚は廃棄され、「余剰胚」というものはそもそも生じないかのように思われる。しかし、実際にはそうではなく、1998 年の生殖医療法の教書において連邦内閣は余剰胚が生じる場合を想定していた。胚が正常に発育せず、高い確率で自然流産が起こるために医師が胚の移入を見合わせた場合や、受精と胚の移入の間の期間に、女性が死亡するか病気になるか、あるいは考えを変えて妊娠を拒絶する場合に余剰胚が生じることになる。意思を変えた場合などには、緊急避難的措置として、後の移入のために胚の生命維持(保存)が容認される⁴。

また生殖医療法施行前から保存されていた胚も存在している。これに関しては、生殖医療法施行後、最長 3 年間(つまり 2003 年 12 月 31 日まで)の保存が認められていた(生殖医療法 42 条 2 項)。この期限は幹細胞研究法成立の前の 2003 年 10 月に改正された。

それでは、生殖医療法においては胚の研究についてどのような規制があるかを見てみよう。ただし、同意義務や届出義務などに関しては省略する。第 5 条で「体外の胚から一つまたは複数の細胞を分離すること、および胚の検査は禁止する」(生殖医療法 5 条 3 項)という規定があるが、この禁止事項は基本的には着床前診断を禁止するものであって、余剰胚からの胚性幹細胞の採取を禁ずるものではないというのが政府の見解である⁵。生殖医療法は、基本的には生殖医療の枠内にとどまるものであるし、胚性幹細胞に注目が集まる以前に審議されたものであるから、余剰胚の研究利用についてはほぼ規定がない。そして、これをどのような条件の下で容認しうるかを定めたものが幹細胞研究法である。

1 - 2 . 幹細胞研究法の概要

ここでは幹細胞研究法の概要を述べる。幹細胞研究法は全 6 章 29 条から成っており、ここでは第 1 章「総則」、第 2 章「余剰胚からの胚性幹細胞の採取」、第 6 章「最終規定」のうちの主な条項を扱うことにして、残りの第 3 章「胚性幹細胞の取り扱い」、第 4 章「実施」、第 5 章「罰則」については特に重要と思われる箇所のみを扱う。詳細な規定は、法の条文と幹細胞研究令⁶を直接参照していただきたい。

妥当範囲と禁止事項

幹細胞研究法第 1 章「総則」の 1 条では、この法律が、余剰胚からの胚性幹細胞の採取と取り扱いと、余剰胚の取り扱いについて定めた法律であり、そして、基礎研究にのみ関

係するもので、臨床研究の分野での利用には妥当しないと述べられている。

禁止される行為としては、研究目的での胚の作成と利用、遺伝形質を改変した胚の作成と利用、クローン、キメラ、ハイブリッドの作成と利用である。これらは作成と移植は生殖医療法で禁止されていたが、さらにそこから胚性幹細胞を取り出すなどの利用もすべて禁止された（幹細胞研究法 3 条 1 項 a-c）。その他に、単為生殖体（Parthenote）を発生させ、胚性幹細胞を採取すること、および利用することが禁止されている（幹細胞研究法 3 条 1 項 d）⁷。

余剰胚に関して禁止される行為は、胚性幹細胞の採取以外の目的で余剰胚を利用すること、余剰胚の輸出入、発生から 7 日を超えた余剰胚を採取すること、そして幹細胞採取のために利用される余剰胚を女性に移植することである（幹細胞研究法 3 条 2 項）。余剰胚の研究利用は、胚性幹細胞採取の場合にのみ許されるのであって、それ以外の研究、すなわち体外受精の技術改善のための研究は禁止されている。これは法案の時点では容認されていたが、本議会での審議の前に、2003 年 1 月の全州議会の委員会で法案からはずされた（現時点での禁止であって、後の人体研究法で再度審議される）。また、余剰胚そのものの輸出入は禁止される。そして、発生から「7 日」を超えた胚の利用の禁止という規定は法案では諸外国と同様に「14 日」であったが、胚の利用を胚性幹細胞採取に限定し、その他の胚研究を禁止したことにしたがって「7 日」に修正された。

その他に、当然のことながら必要経費の補償を除いて、無償性の原則が定められている（幹細胞研究法 4 条）。

余剰胚からの胚性幹細胞の採取

幹細胞研究法第 2 章では同意、胚性幹細胞の採取の認可義務、認可を得た者の義務などが規定されている。まず同意についてだが、胚が余剰していることが確認された後に当該夫婦に照会され、説明と同意が行われる（幹細胞研究法 5 条 1 項、2 項）。先に述べたように胚が余剰する場合として夫婦のどちらかが亡くなっている状況もありうる。その場合は生存している配偶者の同意だけでもかまわないが、故人の意思を尊重しなければならない（幹細胞研究法 5 条 5 項）。

胚性幹細胞採取のための認可は、倫理委員会の承認があって、適当な胚性幹細胞が国内に存在せず、胚性幹細胞採取の強い必要性が示され、運営上の条件が整っている場合に、連邦保健庁が行う（幹細胞研究法 7 条）。ここでの倫理委員会は任意のものではなく、医療製品法⁸ 57 条で定められた倫理委員会のことである（幹細胞研究法 11 条）。医療製品法 57 条によれば、委員の任命や委員会の活動などは連邦政府やカントン（州）政府の監督下にある。

胚性幹細胞の採取は倫理委員会による承認と連邦保健庁の認可との二重審査が定められているが、胚性幹細胞の取り扱いについては、輸出入を除いて、倫理委員会の承認によって研究計画を開始することができ、連邦保健庁に対しては届出義務が課せられるだけである。

特許

最終規定では、既存の法の変更、移行規定などの条項がある。既存法の変更としては、

特許法 2 条を改正し、クローン、キメラ、ハイブリッド、単為生殖体の樹立手続きとそれによって得られる生物、細胞などに関しては特許が与えられないこと、そして遺伝形質に変更を加える手続きとそれによって得られるヒト細胞に関しても特許が与えられないことになった。それに変更を加えられていないヒト胚性幹細胞についても特許は与えられない（幹細胞研究法 27 条）。クローンなどについては生殖医療法および幹細胞研究法で作成と胚性幹細胞の採取、輸入などが禁止されているので、スイス国内では扱われる余地はなく、特許も禁止されるのは当然であろう。余剰胚からのヒト胚性幹細胞に関しては、裏を返せば、変更を加えたヒト胚性幹細胞については特許が認められるということになる。全面的な特許の禁止も議会で審議されたが、連邦内閣と議会の多数派はスイスの研究上の地位が特許の禁止によって低下することを恐れたのである。

輸出入

胚性幹細胞研究法制定のきっかけが、輸入した胚性幹細胞の研究という「事件」であったことから比較的細かく決められている。先に述べたように、余剰胚の輸出入は禁止されている（幹細胞研究法 3 条 2 項 b）。しかし、胚性幹細胞の輸出入は容認されている（幹細胞研究法 15 条）。胚性幹細胞の輸出入に関しては、連邦保健庁の認可が必要であり、さらに「妊娠のために作成されたが、妊娠のためには利用されえなかった胚から、胚性幹細胞が採取されている場合」（幹細胞研究法 15 条 3 項 b）という規定があり、輸入される胚性幹細胞は余剰胚から採取されたものでなければならない。したがって、クローン、キメラ、ハイブリッドの胚から採取された胚性幹細胞の輸入は禁止されている。

表 1・幹細胞研究法施行前・後の規制の比較

項目	施行前	施行後
体外受精胚の作成移植	容認（生殖医療法）	
研究目的のヒト胚作成	禁止（憲法、生殖医療法）	
余剰胚からの ES 細胞樹立	規定なし	容認
研究における余剰胚利用 （ES 細胞樹立目的以外の研究）	規定なし	禁止
余剰胚の輸出入	規定なし	禁止
ES 細胞の輸出入	規定なし	容認（余剰胚由来のみ）
クローン胚の作成	禁止（憲法、生殖医療法）	
クローン胚の輸出入	規定なし	禁止

2. 法案作成の経過

2-1. 法案作成のきっかけ

胚の研究利用に関する法的規制は、当初は中絶胎児の研究利用なども含んだ人体組織一般の研究利用に関する規定を持つ「人体研究法」⁹の中で扱われる予定であった。1998 年 12 月に全州議会議員ジャン・レト・プラットナー（Gian-Reto Plattner）が人体研究法制

定の発議を出し、プラットナーは 2002 年までに法案を連邦議会に提出するよう求めている。

しかし、その間に幹細胞研究法制定を急がねばならない出来事がスイス国内で起きてしまった。2000 年 3 月に、マリサ・ヤコーニ (Marisa Jaconi)、カール・ハインツ・クラウゼ (Karl-Heinz Krause) らジュネーブ大学の老人医学の研究者が、アメリカからの輸入胚性幹細胞を利用した研究計画について、「科学研究振興のためのスイス国家基金 (スイス国家基金)」¹⁰ に研究助成の申請を行ったのである¹¹。翌年 2001 年 1 月に生殖医療法が施行されたが、これは前述のとおり、生殖医療の枠内での胚の取り扱いを定めたものであるから、胚性幹細胞や、まして輸入された胚性幹細胞の取り扱いに関しては規定を含んでいない。この申請についてスイス国家基金は、スイス医科学アカデミー中央倫理委員会などに所見を求め、この研究が許されることを確認し、連邦法務省も研究にはなんら法的障害がないと判断した。しかし、この年の 7 月に設立された国家倫理委員会は、9 月 19 日、「輸入胚性幹細胞の研究」¹² という第 1 号の見解において、「胚性幹細胞の輸入を予定した研究申請は、法的観点ならびに倫理的観点における明確さが得られるまで当面は退けられることを勧告する」と述べた¹³。この見解は、輸入による胚性幹細胞の研究を拒絶したのではなく、国内で法的倫理的観点についての議論も行われていない状況で研究の是非を判断した場合に、それが既成事実化してしまう恐れがあり、申請の決定延期を勧告しただけのものである。後で述べるように、国家倫理委員会は最終的に胚性幹細胞研究に対して肯定的な見解を出すことになる。また、この時点では連邦保健庁などを管轄する連邦内務省も研究の延期を勧告した。

国会でもこの問題は取り上げられ、9 月 17 日に、キリスト教民主国民党 (CVP) の国民議会議員ロスマリー・ドーマン (Rosmarie Dormann) は、胚の消費的研究を人体研究法成立までモラトリアムにして、輸入による胚性幹細胞の研究については緊急連邦法を制定して容認すべきと求めた¹⁴。続いて、9 月 18 日には、緑の党派が連邦内閣への質問の中で、胚の消費的研究および輸入による胚性幹細胞の研究のどちらも禁止されるべきとの意見を出した¹⁵。

しかし、スイス国家基金は 6 月に一度決定を延期しており、前年 3 月の申請からすでに 1 年半が経過していた。そして、スイス国家基金は 2001 年 9 月の終わりに、輸入した胚性幹細胞による研究計画の申請を承認し、3 年間で総額約 23 万スイスフラン (当時のレートで約 1600 万円) の助成を行うことを決め¹⁶、それと同時に、胚性幹細胞の研究に欠けている法的基盤を可能な限り迅速に作ることを立法者に対して求めた¹⁷。この年の 11 月 21 日、連邦内閣は人体研究法制定まで静観することはできず、後に人体研究法に統合されるものとして、余剰胚の取り扱いと胚性幹細胞の研究に関する連邦法を先行させて制定することを決めた。

連邦内閣による連邦法制定の計画の公表から、連邦議会に法案が送られるまでの期間の手続きは次のように進められた。連邦内閣は、余剰胚の取り扱いと胚性幹細胞に関する連邦法の制定に向けて、公共的な議論が行われることを求めた。スイスにおいて連邦法の制定に際して公共的な議論を行うことは非常に重要な意味を持っている。なぜなら、スイスでは一定の条件を充たせば連邦法は国民投票にかけられ、過半数の賛成を得ることができなければ施行できないからである。特に、市民の間で賛否の分かれる重要な案件に関して

は、十分な議論を行う必要がある。この公共的議論を間接的あるいは直接的に担う国家機関がスイスには存在し、それが国家倫理委員会や TA-SWISS である。その他に、国家機関ではないが、「科学と都市 (Science et Cité)」という財団も胚性幹細胞研究に関しては公共的議論の重要な担い手であった。これらの機関によって行われる議論と並行して、連邦内閣はまず関係省庁に「予備案 (Vorentwurf)」を作成させた。この予備案は法案のたたき台になるもので、2002 年 5 月 22 日に各カントン、政党、学術アカデミー、専門家、市民団体、宗教団体などによる「意見聴取手続き (Vernehmlassungsverfahren)」に送られた。意見聴取手続きの期間は、2002 年 8 月 31 日に満了し、この結果を受けて連邦内閣は予備案に修正を加えて正式な法案「余剰胚と胚性幹細胞の研究に関する連邦法(胚研究法)」を作成し、2002 年 11 月 20 日に法案を教書とともに連邦議会に送った¹⁸。

以下では、主に国家倫理委員会、TA-SWISS の市民参加型会議で行われた、余剰胚の扱いと幹細胞研究についての議論をそれぞれ見ていくことにする。

2-2. 国家倫理委員会見解「胚性幹細胞研究のための見解」(2002 年 6 月)

国家倫理委員会は先に述べたように 2001 年 9 月の見解では決定の延期を求めている。それから 9 ヶ月後の 2002 年 6 月に「胚性幹細胞研究のための見解」¹⁹ を発表する。この「見解」のドイツ語版は 75 頁からなる冊子で、胚性幹細胞の研究がスイスにおいて容認されるか否か、認められるのであればどのような条件下であるかを、倫理的観点から詳細に検討したものである。これによれば、国家倫理委員会の多数派は、限定的な条件下で研究目的および治療目的のために、余剰胚由来の胚性幹細胞の利用を容認することを立法者に勧告することになった。一方、胚の実験一般を禁止するよう立法者に勧告するという少数派の意見も併記されている。基本的には、国家倫理委員会は余剰胚から胚性幹細胞を採取し、それを実験に用いることを容認したと言える。

余剰胚の利用

多数派の主張する研究容認の根拠は、余剰胚は実験あるいは治療関連で利用されなくとも、死すべき運命にあるという事実である。利用する余剰胚を、医学的理由で正常な発育が不能であった胚に制限するべきかという議論もあったが、この点に関しては、医学的な理由で余剰した胚であっても、その他の理由で余剰した胚であっても死ぬべき運命には変わりはなく、また、「欠陥のある」胚から得られた幹細胞を研究や治療に利用することは有意義ではないという根拠から、胚の余剰の理由で区別を設けないことになった²⁰。

一方、胚の実験一般を禁止するよう求めた少数派の根拠は次の 5 つである。着床前の胚も完全な人権の担い手であり、胚の取り扱いは、出生後の人間に関する行為と同じ倫理的基準を要する。胚は完全な意味での人格とみなされずとも、固有の価値を持っている。胚は緊急の場合にのみ道具化されてもよいが、基礎研究の必要性や遠い将来の治療的見通しは理由とならない。無制限の生命の延長を求める医学に対する懸念があり、この観点から、不釣合いに莫大な財源を要する先端医療の急速な発展が始まる前に、医療の第一の課題をはっきりと認識することが緊急に必要である。消費的な胚研究の容認によって、人間の生命の扱いにおける尊敬が長期的に失われ、また余剰胚への研究制限が維持されなくなる恐れがある。そして、人間の生命の道具化、技術化、商業化の恐れがでてくる。

消費的な胚研究はヒトの生殖系列への介入を可能にする。その影響は後の世代に現れ、その責任を負うことはできない。以上の論点があげられている。

輸入

胚性幹細胞の輸入については次の 3 つの点が検討されている。第 1 に、輸入が禁止されるか否か、第 2 に、輸入の容認の際にはドイツのように「期日規則（Stichtagregelung）」（一定の期日以前に樹立された胚性幹細胞のみの輸入を容認すること）を設けるか否か、第 3 に、胚性幹細胞だけでなく、胚と卵細胞の輸入も容認されるべきか否か。

第 1 の点については、多数派は、国内に胚性幹細胞採取のシステムが備わっていることを前提に、胚性幹細胞の輸入の容認を勧告した。少数派は、国外で採取されたものであっても胚性幹細胞研究を原則的に拒否するという理由と、国外における採取条件が透明ではなく、スイスの規範に反する採取方法を発見することができない危険性があるという理由で輸入の禁止を勧告した。

第 2 の点については、全員一致して期日規則を設けないことを勧告した。期日規則は、国内では余剰胚からの胚性幹細胞の採取を禁止し、輸入の容認以前に国外で樹立された胚性幹細胞株のみの輸入を容認することを意味している。輸入元となる原産国がスイスに胚性幹細胞を供給するために、胚性幹細胞の採取を拡大させることを、期日規則を設けることによって防ぐことができる。ドイツは「幹細胞法」でこの期日規則を設けている²¹。しかし、今日存在している細胞株では、品質や多様性などの点で増大する需要に応えられないし、国家倫理委員会の多数派が国内での胚性幹細胞の樹立を容認していることから、期日規則は意味を持たないとした。

第 3 の点については、胚と卵細胞の輸入禁止で全員一致した。余剰胚の利用にはインフォームド・コンセントが必要であり、そのためには研究計画や治療計画の知識も必要とされる。それゆえ空間的、政治的あるいは文化的距離はあるべきではないといった理由からである。

擬似胚性幹細胞の利用

ここでいう擬似胚性（quasi embryonal）幹細胞とは主に、単為生殖体から採取された胚性幹細胞のことを指している。多数意見として、この研究はまだ初歩の段階であるから、規制されるべきではなく、まず科学的可能性および倫理的、社会的意味が検証されるべきであるとされた。例えば、卵子提供の問題や、単為生殖体の生物学的性質、発育可能性、道徳的地位が明らかにされねばならない。少数意見は、治療的クローンに類比的に、原則として禁止されるべきだと提案した。この方法は卵子提供を前提にしており、卵子の需要を増やすことになるにも拘らず、卵子提供の規制が未整備であるという懸念があった。

「胚研究法の倫理的観点 議会の議論のための 6 つの論点」（2002 年 12 月）

これは、2002 年 6 月に出された見解と同じ第 3 号の見解になっているが、半年後の 12 月に出されたものである。11 月 22 日に胚研究法案が連邦議会に送られたために、国家倫理委員会が連邦議会での議論のために、次に述べる 6 つの重要な論点を提示したものである。連邦内閣が議会に提出した胚研究法案に対して批判を行っており、ここであげられた

論点のとおりに、議会での議論の過程で修正された条項もある。

幹細胞採取のための余剰胚：国家倫理委員会の多数派は、胚性幹細胞採取のために余剰胚を利用することを容認していること、また、2002 年 6 月の見解で賛成意見と反対意見や、規制のための観点が検討されていることを述べている。

妥当領域：連邦内閣の提出した胚研究法案は胚性幹細胞だけでなく、胚の研究利用も容認するものであった。そこで国家倫理委員会の多数派は、法の妥当領域を胚性幹細胞に限ることを提案している。公共的議論ではほぼ胚性幹細胞のみに集中し、胚研究には向けられなかったこと、そして胚性幹細胞の採取や培養された胚の実験は、胚自体の研究とは倫理的観点から言って同一ではないということを理由として指摘している。

具体的な研究計画と結びついていること：胚研究法案の教書によれば、具体的な研究計画なしでも胚性幹細胞株の樹立と保存を容認しており、利用の際にようやく倫理委員会による研究計画の承認が求められることになっている。それに対して、国家倫理委員会は胚性幹細胞の採取が相応の研究計画に従っているべきではないか、と考慮を促している。

特許：胚研究法に、胚と胚性幹細胞の特許禁止を盛り込むことを国家倫理委員会は強く求めている。

人間の尊厳：胚研究法案の文言において、「人間の尊厳 (Menschenwürde)」ではなく「ヒトの生命の尊厳 (Würde menschlichen Lebens)」という言葉を使用すべきだと主張している。胚が人間の尊厳を持つならば、学術的研究も含めて、カントにしたがえば、他の目的のために手段とされてはならないことになる。法案の言わんとするところは、胚の人間の尊厳の保持ではなく、初期のヒトの生命への敬意ということである。

取引：胚と、胚から直接採取された（株化されていない）幹細胞を取引 (Handel) すべきでないということで一致しているが、国家倫理委員会の多数派は、実用的および倫理的観点から、樹立された（規格化された）細胞株の取引を最初から除外しないことを望んでいる。胚と培養された細胞では、倫理的にも区別されるという考えである。

さて、以上が幹細胞研究法の成立に関わる国家倫理委員会の見解の内容である。2002 年 6 月と 12 月に出された見解と、法案および成立した法を見る限り、議会での議論に与えた影響力は非常に大きい。また 2002 年 11 月の連邦内閣の教書の中でも、TA-SWISS やスイス医科学アカデミーなどの報告書や見解と比べて、国家倫理委員会の見解についての言及にもっと大きくページが割かれている。しかし、若干の私見を述べると、このような大きな影響を与えるものであるがゆえに、「多数派」「少数派」という意見の集約の仕方について不満が残る。国家倫理委員会の委員は、そもそも公選された委員ではないのだから、「多数派」「少数派」という括り方に意味があるのだろうか。その上、国家倫理委員会令により、審議が原則として非公開であるから、どの程度の多数少数かが不明なのである。

2 - 3 . TA-SWISS の市民参加型会議

TA-SWISS は、スイスの技術評価センターの通称で、コンセンサス会議などの市民参加型会議を行う国家機関である。TA-SWISS は、パブリフォーラム (PubliForum) と呼ばれる一般的な市民参加型のコンセンサス会議でなく、今回初めてパブリフォーカス (publifocus) と呼ばれる手法を導入した。パブリフォーカスは、問題となる事柄あるい

は質問について、グループ内で討論を行い、そこから参加者の共通認識や意見の相違などを汲み取る技術評価の手法である。「幹細胞研究についてのパブリフォーカス」は、ドイツ語圏、フランス語圏、イタリア語圏から募集した一般市民のグループをそれぞれ1つずつと、教会関係者、女性、患者のグループをそれぞれ1つずつの計6グループが設定された。参加者は全グループあわせて50名である。各グループの討論は、2002年4月から5月初めにかけて順次行われていった²²。

質問項目は、「研究の自由はあらゆる犠牲を払ってでも保障されるべきか、あるいは受け入れる必要のある限界が存在するか」、「その限界はどこにあるか」、「誰が限界や原則を定めるべきか」、「不治と言われていた病気を治療できるという可能性は、胚性幹細胞の利用を正当化するか」といったものである。これらの質問項目はどのグループも共通であり、回答についてのグループ間の差異も考察の対象となっている。主催者の予想は、女性と教会関係者のグループの討論では研究に懐疑的な意見が述べられ、患者のグループの討論では研究を歓迎する意見が述べられるというものであった。

しかし、グループ間に特異な差は認められず、ほとんどの参加者が胚性幹細胞を用いた研究に賛成するという結果になった。いくつかの質問項目と、参加者の回答の傾向を次にあげておく。「誰が限界や原則を定めるべきか」という問いに対しては、国家機関による規制——立法機関、政府機関や倫理委員会による規制や、市民自身による討議に基づいた規制——を求める参加者が多数派であったが、研究団体による自主規制を求める意見も出ている。「生命の始まりはいつか」との問いについては、生命は受精の瞬間、あるいはそれ以前からという意見が多数であったが、「胚は生まれた人間と同様に保護すべきか」との問いでは、保護の必要は、より発達の進んだ段階からだとの意見が多数であり、特に着床後の胚と、人工授精された着床前の胚とに有意な差異を認める参加者が多いようである。また「中絶を容認するならば、それは胚性幹細胞研究に同意しなければならないことを意味するか」という問いについては、肯定する意見は少なく、目的が異なるから別々のことであるという意見や、中絶の際には胚は死ぬことになるが、研究利用される際には胚に何が起るか、どこで生き続けるかわからないという否定的な意見が多く出ている。

このような繊細な倫理的問題について市民の間で一致を見出すことは困難であるが、次の点についてはすべての参加者が一致したという。自国で胚性幹細胞の採取を禁止し、輸入した胚性幹細胞の利用のみを容認することは、偽善あるいは二重道徳（Doppelmoral）であるとして拒否するという点である。これは「スイスにおいて胚性幹細胞の採取が禁止されるならば、外国からの輸入が解決をもたらすか」という問いに対する回答で、隣国ドイツが幹細胞法制定の際に取った方法は道徳的に受け入れられないという立場を市民が示したことを意味している。また、「競争力が胚性幹細胞研究を正当化する論証となるか」という問いに対しては、これを拒否する意見が大多数から出された。

主催者は、参加者の言葉を引用して、このパブリフォーカスを次のように言い表している。「頭はイエスと言うが、心はノーと言う。（Das Kopf sagt Ja, das Gefühl Nein.）」胚性幹細胞の研究について、市民の間で意見の一致が見出されえないだけでなく、参加者自身の中でも引き裂かれた感情があることを示している。

3. 国民投票への動きと結果

3-1. 主要政党の態度と連邦議会の審議

2002 年 11 月に議会に送られた胚研究法案は、国家倫理委員会の見解のとおり、2003 年 1 月の全州議会の委員会でさっそく胚研究一般についての法案から胚性幹細胞採取以外の胚研究を禁止し、胚性幹細胞研究に限定した法案に修正された。本会議では、胚性幹細胞研究に限定されたことにしたがって、受精後 14 日までの胚の利用を認めた連邦内閣の法案を修正し、受精後 7 日までの胚のみ利用を認めることにした。また胚性幹細胞の採取には連邦保健庁の認可が必要であること、胚と胚性幹細胞の商取引の禁止などの点でも修正がなされた。この修正された法案は 3 月 12 日の本会議で、賛成 23、反対 0 で可決された。

国民議会では、委員会審議を経て本会議で、基本的には全州議会に沿った形で、単為生殖体からの胚性幹細胞採取の禁止、未改変の胚性幹細胞の特許の禁止と、改変された胚性幹細胞の特許の容認を付け加えて、9 月 18 日に賛成 88、反対 53 で可決された。その後、10 月に緊急条項として生殖医療法第 42 条の改正（余剰胚の廃棄期限の延長）さらに国民議会議員選挙をはさんで、幹細胞研究法は 12 月 4 日に、修正点については国民議会にしたがう形で、全州議会で相違点の解消（Differenzbereinigung）の議決が行われた。最終的に、幹細胞研究法は 2003 年 12 月 19 日の両院の最終投票で、全州議会では賛成 35、反対 1 で、国民議会では賛成 103、反対 57 で可決成立した。

幹細胞研究法に党として反対したのは、緑の党（GPS）、プロテスタント国民党（EVP）、連邦民主同盟（EDU）などの比較的小規模な政党であった。緑の党は先端医療研究への不信から反対し、プロテスタント国民党と連邦民主同盟は宗教的理由で胚研究に批判的な立場をとった。また、国民議会の最終投票では、社会民主党（SP）は賛成よりも反対に回る議員が多く、棄権する議員も多く出た。キリスト教民主国民党も同様に賛否が分かれた（表 2 参照）。

実質的な審議が行われた 9 月の国民議会本会議の議論を見ておくことにする。9 月 17、18 日の国民議会本会議では、幹細胞研究に反対する議員と、研究推進の立場を取る議員との間で激しい攻防が行われた²³。マヤ・グラフ（Maya Graf, GPS）や社会民主党の一部の議員からは、幹細胞研究を含む胚研究の法的規制は人体研究法で扱われるべきという理由で、法案の審議に入らないという提案が出された²⁴。ドーマン（CVP）らは、胚研究と胚性幹細胞の採取の合憲性に関する所見、生殖医療法施行後の余剰胚の数の報告と余剰する理由²⁵を示すよう求めて、連邦内閣に法案を差し戻す提案を行った。さらに、ハイナー・シュトゥーダー（Heiner Studer, EVP）は、憲法に基づく生命の保護の保証、胚研究の禁止の保証、胚性幹細胞の輸入禁止を求めた。しかし、いずれの提案も否決され、法案の審議に入ることが決定された。

法案の内容に関する議論では、単為生殖体の規制、研究計画認可の条件、特許が主な焦点となった。それぞれについて、研究反対派と研究推進派が対立して採決が行われた。単為生殖体の利用については、先に見たように、2002 年 6 月の国家倫理委員会見解で委員の多数派は規制に消極的であった。研究推進派で、チューリッヒ大学社会予防医学研究所長のフェリックス・グッツヴィラー（Felix Gutzwiller, FDP）は、国家倫理委員会の見解を引用して、現時点での単為生殖体の規制に反対した。他方、ドーマンは、アメリカで未

受精卵からの胚の作成が成功しており、いずれ幹細胞採取に利用される可能性があることや、法の欠陥やグレーゾーンを排除するために、クローンと並んで単為生殖体の利用を禁止することを主張した。そして採決の結果、単為生殖体の利用禁止を盛り込むことになった。

研究計画認可の条件については、一方は、全州議会の議決とドーマンによって代表される考えで、同等の知見が得られる他の方法がない場合にのみ胚性幹細胞の研究の認可が与えられるというものであり、認可基準の厳格化を求めるものである。もう一方は、グッツヴィラーに代表される、認可基準の厳格化は研究の自由の制限をもたらすとして、比較的緩い認可基準を求めるものである。この提案についても、ドーマンらの主張する認可基準の厳格化が採択された。

特許の問題については、すでに全州議会で未改変の胚性幹細胞の特許の禁止が採択されていた。グラフは、生命に関するすべての特許の禁止という緑の党の立場から、改変された胚性幹細胞をも特許の禁止の対象にすることを主張した。アニタ・フェッツ（Anita Fetz, SP）も社会民主党の少数派の見解としながらも、基礎研究の段階で特許を認めることは、逆に研究の妨げになるという理由でドーマンに同調している。しかし、グッツヴィラーや国民党の議員からは、未改変の胚性幹細胞の特許の禁止はヨーロッパの基準から受け入れられるが、改変された胚性幹細胞の特許が認められなければ、新たな治療法の発展や研究への投資がなくなることと、スイスの研究上の地位を守るために特許が必要であるという訴えが出て、採決の結果、特許が認められることになった。

9月の国民議会の議論からわかることだが、ドーマンを中心とするキリスト教民主国民党の一部、緑の党、EVP/EDUの会派が強硬な反対論を展開し、その対極にグッツヴィラーを中心とする自由民主党、国民党の多数を占める積極的な研究推進論者がいる。そして、社会民主党などを中心として、厳格な条件の下での研究の容認という消極的な研究推進派がいる。それによって、強硬な反対派による法案の廃案の試みは否決されるが、逆に規制を緩やかにしようという動きも否決され、最終的には研究に厳しい条件がつけられることになった。

表 2・2003 年 12 月 19 日の国民議会における
幹細胞研究法の最終投票に対する各会派の態度（票数）

会派名（略号）	賛成	反対	棄権
国民党派（V）	44	4	2
社会民主党派（S）	12	21	18
自由民主党派（R）	35	1	2
キリスト教民主（国民）党派（C）	12	11	2
緑の党派（G）	0	14	0
EVP/EDU 会派（E）	0	4	0
無所属	0	2	1
合計	103	57	25

3-2. 国民投票への動き

2003年12月19日に幹細胞研究法は両院の最終投票を経て成立したが、緊急連邦法以外の法は、すぐに施行できるわけではない。通常の連邦法は連邦憲法141条1項²⁶により、5万人の有権者または8カントンの要求があれば、国民投票が行われる（任意的レファレンダム）。そこで投票者の過半数の賛成が得られない場合は、その法律を施行することはできない。幹細胞研究法のレファレンダム期限は2004年4月8日とされた。

連邦議会では最終投票の日に、国民議会でシュトゥーダーが、生命の保護を主張する諸団体が幹細胞研究法反対の国民投票に向けて動いており、EVP/EDU党派は国民投票を支持するという旨の発言をすでに行っていた²⁷。また「遺伝子工学に反対するバーゼル・アピール(Basler Appell gegen Gentechnologie、以下バーゼル・アピール)」という団体も、幹細胞研究法の国民投票のために、できるかぎり早く署名集めを開始することを発表している。しかし、バーゼル・アピールは、同様に幹細胞研究法に反対している中絶反対派とは完全に距離を置くことになった。バーゼル・アピールと同様に幹細胞研究法に反対する団体とは、いわゆるプロライフ派の「生命にイエス(Ja zum Leben)」と「母子援助協会(Schweizerische Hilfe für Mutter und Kind)」のことである。この2つの団体は、妊娠中絶の期限規制型への刑法改正の際に、改正反対の国民投票のために協力して署名集めを行っていた。(このときはキリスト教民主国民党、プロテスタント国民党、連邦民主同盟といった政党とともに、16万の署名を集めた。しかし、2002年6月に国民投票が行われたが、刑法改正反対は3割の票しか得られなかった。)

プロライフ派の団体が生命の保護を目的に幹細胞研究法に反対するのに対して、バーゼル・アピールは「利潤ではなく倫理(Ethik statt Profit)」を標語にしている。ヒト胚を研究材料とすることに対して反対することは一致しているが、バーゼル・アピールは特に、胚が将来的に工業原料になること、胚研究が高水準にあるスイスの製薬産業に利することを強く批判している。妊娠中絶についての立場を見るとプロライフ派との決定的な隔たりが明確になる。バーゼル・アピールは妊娠中絶と胚研究について次のように述べている。

「母と胎児は生物学的な意味で共生関係にあり、それゆえ緊急の場合は母の健康が子どもの健康よりも優先されねばならない。子どもは母の逼迫した状況によって自らの生存権を失うが、しかし道具化されるわけではない。(中略)妊娠中絶とは違って、余剰胚の場合には、突然に『処分権』が問われる。余剰胚の生存権が否定されるので、余剰胚は第三者の利益のために資源として利用されてもよいことになる。これが決定的な違いである。この理由から、中絶と余剰胚の利用は決して同一視してはならない。」²⁸

幹細胞研究法に反対した各政党に関して言えば、バーゼル・アピールは緑の党、「生命にイエス」はプロテスタント国民党と連邦民主同盟、母子援助協会は連邦民主同盟の支援を受けて、左派と右派が分裂した形で幹細胞研究法の国民投票という同じ目標を目指した。最終的に、バーゼル・アピールが約1万2千人分、「生命にイエス」が約3万5千人分、母子援助協会が約4万人分の署名を集め、合計で約8万7千人分の署名が提出されている²⁹。これに基づき幹細胞研究法の賛否を問う国民投票を2004年11月28日に行うことが決定された。

国民投票の決定後、各政党も態度表明を行っている。国民投票への運動を行った団体を支援した政党以外の主な政党は、すべて幹細胞研究法に賛成する立場を示した(表3参照)。

2003 年 12 月の最終投票時に党が大きく割れた中道右派のキリスト教民主国民党と左派の社会民主党も明確に賛成の立場を取った。キリスト教民主国民党は、幹細胞研究が厳格な規制の下に行われること、スイスの研究上の地位を守ることを理由にして、幹細胞研究法に賛成しており、宗教的観点からの議論はまったく表には出していない。社会民主党も同様の理由で賛成に回っている。社会民主党の国民議会議員の中には、幹細胞研究に反対する団体を保守反動的な勢力とみなして、社会民主党は左派の立場からそういった勢力にはくみしないという主張を行う者もいた³⁰。

表 3・主要政党の政治的立場と幹細胞研究法の国民投票（レファレンダム）に対する態度

政党名(主要政党のみ)	略号	政治的立場	国民議会 議席数 ^{*1}	全州議会 議席数 ^{*2}	幹細胞研究法 の賛否
国民党 ^{*3}	SVP	右派	55	8	賛成
社会民主党 ^{*3}	SP(SPS)	左派	52	9	賛成
自由民主党 ^{*3}	FDP	中道	36	14	賛成
キリスト教民主国民党 ^{*3}	CVP	中道	28	15	賛成
緑の党	GPS	左派	13	-	反対
自由党	LPS	中道	4	-	賛成
プロテスタント国民党	EVP	中道	3	-	反対
連邦民主同盟	EDU	右派	2	-	反対

^{*1}定数 200 議席 ^{*2}定数 46 議席 ^{*3}連邦内閣を構成する政党

(なお、各政党の議席数は 2003 年 10 月 19 日の総選挙直後のものである)

3 - 3 . 国民投票の結果

2004 年 11 月 28 日に他の 2 つの案件とともに、幹細胞研究法の国民投票が行われた。結果は、賛成 66.4% (1,156,613 票)、反対 33.6% (585,414 票) で、賛成が約 3 分の 2 を占めている (投票率自体は 36.1%)。スイス国内のすべてのカントンで幹細胞研究法に対する賛成票が反対票を上回り、リベラルと言われるフランス語圏のカントンで特に高い賛成率を得た。法律制定のきっかけとなったジュネーブでは 84.6%の住民が賛成票を投じている。この結果を受けて、連邦内閣は幹細胞研究法を 2005 年 3 月 1 日に施行することを発表した³¹。

4 . スイスの生命倫理政策のゆくえ

ここでは、幹細胞研究法の成立が今後のスイスの生命倫理政策にどのような影響を与えるものであるのかを考察してみたい。

国民投票の翌日 11 月 29 日、国民議会の委員会は、着床前診断を認めるよう求めた提案を、発議として連邦内閣に送ることを決めたとの報告を出した³²。2001 年に施行された生殖医療法 5 条 3 項 (「体外の胚から一つまたは複数の細胞を分離すること、および胚の

検査は禁止する」)によって着床前診断は明確に禁止されており、容認は2002年に一度は否決されていた。着床前診断の容認の提案は、前出の胚性幹細胞研究推進派であった自由民主党のグッツヴィラーが社会民主党のカヴァッリらとの連名で、2004年3月19日に新たに出した議会提案であった³³。この提案は9月2日の委員会で採択され、委員会の発議として、着床前診断容認の要件の確立を連邦内閣に委託することを求めたものであり、11月24日に連邦内閣はこの発議を受け入れる見解を示し、2006年中頃から検討を始めるとしている³⁴。11月29日の委員会の報告はこれを受けたものである。

着床前診断の容認の動きが、幹細胞研究法の成立を意識したものであることは明白である。連邦内閣は「幹細胞研究法の国民投票の判定の枠組みと、人体研究法の意見聴取において、繊細で倫理的な比較可能な問題設定に対する国民の態度が確認され、考慮される」³⁵と着床前診断の容認についての見解の中で述べている。さらにそれに先立つ提案で、グッツヴィラーは「胚性幹細胞研究についての現在の法案(幹細胞研究法)は、着床前診断の禁止を破棄するための法的チャンスを提供することを心に留めておかねばならない。この法案は胚から細胞を採取することを容認しており、それによって着床前診断を禁止する法的規定と矛盾する。純粋に法的な論理にしたがえば、着床前診断を禁止する法(生殖医療法5条3項)は破棄されてもよい。」³⁶(丸括弧内、筆者補足)とさ述べている。こういった提案に基づく発議の採択は、憲法と生殖医療法のグレーゾーンを埋める目的で作られたはずの幹細胞研究法が、さらに一步踏み出したものと受け取られていることを意味する。発議には委員会を構成する議員のうち、幹細胞研究法と同様に、プロテスタント国民党・緑の党は全員が反対し、社会民主党・キリスト教民主国民党・国民党は一部が反対にまわるが、賛成13、反対11で可決された。

2005年には人体研究法の意見聴取手続きが始まる。意見聴取手続きの後には、連邦内閣によって正式な法案が作成され、連邦議会の審議へと進む。人体研究法は、死体の研究利用や、未成年者も対象にした医薬品の臨床試験のあり方、さらにはヒト胚と中絶胎児の研究利用のあり方など、人体の研究利用を包括的に定めた法である。ヒト胚の利用に関しては、幹細胞研究法で禁止された部分の解禁が議論の的となるだろう。緑の党は、幹細胞研究法の議論が性急過ぎると批判し、人体研究法で審議されるべきとの反対意見を繰り返していたことからわかるように、幹細胞研究法の審議で見られた激しい議論が繰り返されることが予想される。

幹細胞研究法が、生命倫理に関する規制をより緩やかな方向へシフトさせる流れへと勢いづいたことは間違いない。具体的には次の点を指摘することができる。第一に、連邦議会において、イデオロギー色の強い宗教右派政党と緑の党という少数派對その他の多数派という対立の構図ができあがったこと、第二に、国民の多数が幹細胞研究法を支持したことである。第一の点については、幹細胞研究法の最終投票の際には社会民主党とキリスト教民主国民党が大量の「造反者」を出したにも拘らず、国民投票の前には両党とも明確に賛成の態度表明を行ったことや、また研究の自由を強く主張する者が社会民主党内に存在することを考えると、今後の法案の審議についても、幹細胞研究法における対決の構図が固定化されてしまう可能性がある。第二の点は、TA-SWISSの市民参加型会議において市民が「国内で胚性幹細胞の採取を禁止し、国外で採取されたものの輸入を認めるという方式は欺瞞である」という見解で一致したことからわかるように、市民は倫理的一貫性を持

った思考を行う傾向があり、胚の消費的研究を容認したにも拘らず、幹細胞研究以外の胚の研究利用や着床前診断を容認しないという「矛盾」を抱えることを拒否することが考えられる。

しかし、今回の幹細胞研究法の成立および施行の経緯の中で、連邦内閣も連邦議会も、繊細な生命倫理的問題を含む政策を一足飛びに進めることはできないことがわかった。胚研究法案が、国家倫理委員会の見解にしたがう形で幹細胞研究法に変更されたことや、緑の党やプロテスタント国民党だけでなく、社会民主党とキリスト教民主国民党の中にもかなりの慎重派が存在していたことから、かなり慎重に議論を行わなければ、議会の説得することができないだろう。また、反対派が国民投票に持ち込むことに成功したこともあり、今後の同様の政策については、十分な議論を国民の間でなされるようにしなければならないだろう。それには相応の時間が必要である。

おわりに

以上が、胚性幹細胞研究に関する連邦法制定をめぐるスイスの動きである。最後に、スイスの幹細胞研究法に関して、本文中では書ききれなかったことを列挙し、今後の課題とする。

本稿は幹細胞研究法の成立経緯に絞ったため、2001年の制定のきっかけから2005年の施行という非常に短い期間だけを取り出したが、スイスの生命倫理に関する政策は、現行憲法の生命倫理条項の成立経緯から生殖医療法、中絶の期限規制型への刑法改正、移植法、人体研究法などの一連の法整備の中で見ていく必要もある。また、カントンの自治権の強いスイスの中で、先端医療の問題に関して連邦全体に影響力を与える指針を策定するスイス医科学アカデミーや、国際的に名を知られたノバルティスなどのスイスの製薬産業の影響力も無視できない。

それから、ドイツとともに比較的厳格な政策を取っていたスイスが、胚性幹細胞研究を「解禁」(もともと禁止ではなかったが、国内での採取は禁止されていた)したことについて、一つの理由として、スイス連邦議会における、極右とも言われる国民党の存在が考えられる。スイスでは1999年の国民議会選挙で国民党が躍進し、2003年10月の選挙でも勝利を果たし、国民議会の第一党となった。国民党は移民制限などの保守主義的な政策を打ち出すが、幹細胞研究法に対する態度からもわかるように、宗教右派政党ではない。研究の自由を強く主張する自由民主党とともに、先端医療政策の規制の緩和に、今後も大きな役割を果たすだろう。

また、国民投票という憲法規定を意識した公共的な討論のあり方についても検討する必要がある。高度な科学技術に関する問題を市民にどのように伝えようとしたのか。連邦内閣の教書によれば、連邦内閣が2001年12月に、「科学と都市」財団に公共的な議論を行うよう委託し、関心を持つ市民に対して情報を伝えること、幹細胞研究の問題における様々な立場を明らかにさせること、医学・倫理学・法学の専門家たちに互いに議論をさせることなどの任務を遂行し、スイス全土で1年間に約50回の催しを行っている³⁷。その具体的な手法や市民の反応なども検討する必要がある。

幹細胞研究法制定にあたって問題となった事柄の多くは、現在準備が進められている人

体研究法の制定過程で再び持ち上がってくる。そのときに、スイス市民がその問題に対してどのような選択をするのか、そしてスイスはどのようにして合意形成を目指すのかを今後も見守って行きたい。

注

- ¹ ドイツ語での正式な名称は、Bundesgesetz über die Forschung an embryonalen Stammzellen von 19. Dezember 2003. 略称および略号は Stammzellenforschungsgesetz, StFG である。2003 年 12 月 19 日成立、2005 年 3 月 1 日施行。
- ² 医療領域における国家倫理委員会 (Nationale Ethikkommission im Bereich Humanmedizin) は、生殖医療法 (1998 年 12 月 18 日制定、2001 年 1 月 1 日施行) に基づき、「医療領域における生殖工学および遺伝子工学の進展にしたがい、それと結びついた社会的、自然科学的、法的な諸問題について、倫理的観点から態度を表明する」(生殖医療法 28 条 2 項) ために、連邦保健庁に所属する機関として 2001 年 7 月に設置された。主に、生命倫理に関する各種の見解を発表する。生殖医療法 28 条に基づく細則として「医療領域における国家倫理委員会令」があり、国家倫理委員会のウェブページで米本昌平による邦訳を読むことができる (<http://www.nek-cne.ch/>)。国家倫理委員会の略号は NEK-CNE もしくは NEK。
- ³ 生殖医療法の概要に関しては、次の論文を参照。床谷文雄「生殖医療・生命倫理・親子法—スイス法を手がかりとして—」(『阪大法学』第 52 巻第 3・4 号、2002 年 11 月、697 頁-723 頁)、松倉耕作「概説スイス生殖補助医療法」(『アカデミア』人文社会科学編、第 78 号、2004 年 1 月、543 頁-596 頁)。生殖医療法の原文については、BBl 1998 5714ff 参照 (連邦政府官報からの引用については慣例にしたがい、Bundesblatt の略号 BBl、年号、ページ数の順に表記する)。また、生殖医療法の邦訳は、部分訳が床谷の上記論文に、全訳が松倉の上記論文に収録されている (ただし松倉訳は、訳語が統一されていないことや、42 条の胚の保存期間について重大な誤りがあるので、生殖医療法と幹細胞研究法との関連を調べる際には不便である)。
- ⁴ Botschaft über die Volksinitiative «zum Schutz des Menschen vor Manipulationen in der Fortpflanzungstechnologie (Initiative für menschenwürdige Fortpflanzung, FMF)» und zu einem Bundesgesetz über die medizinisch unterstützte Fortpflanzung (Fortpflanzungsmedizinengesetz, FMedG), BBl 1996 III 227ff. および Botschaft zum Bundesgesetz über die Forschung an überzähligen Embryonen und embryonalen Stammzellen, BBl 2002 1195ff. 前者は生殖医療法の教書で、後者が胚研究法の教書である。
- ⁵ Botschaft zum EFG, BBl 2002 1196.
- ⁶ 幹細胞研究令は幹細胞研究法と同時に施行されることになっている。幹細胞研究令の正式名称は、Verordnung über die Forschung an embryonalen Stammzellen、略称および略号は Stammzellenforschungsverordnung, VStFG である。
- ⁷ 単為生殖体とは、幹細胞研究法 2 条 c では「未受精卵細胞に由来する組織体」と定義されている。具体的には、未受精卵を发育させて作られた単為発生胚、あるいは核を除いた卵細胞に、2 つの精子細胞を移入して发育させた雄核発生胚のことである。単為生殖体は、哺乳類の場合は发育段階で死ぬと考えられている。ヒトの単為生殖体からの胚性幹細胞の採取については、完全な個体に发育する受精胚を壊すことがなく、倫理的問題が少ないという意見もあるが、未受精卵の採取と提供などの面で問題も多い。単為生殖体に関する項目は、議会に提出された当初の法案には盛り込まれていなかったが、2002 年 6 月の国家倫理委員会見解で少数意見として禁止が主張され、2003 年 9 月の国民議会で禁止が決定された。

- ⁸ 正式な名称は、Bundesgesetz über Arzneimittel und Medizinprodukte vom 15. Dezember 2000. 略称および略号は Heilmittelgesetz, HMG である。2000 年 12 月 15 日成立、2002 年 1 月 1 日施行。
- ⁹ 「人体研究法(Bundesgesetz über die Forschung am Menschen)」は 2005 年 1 月現在、まだ議会へ送られる前の段階にある。制定に向けた動きに関しては、拙稿「スイスの技術評価システムと若者の参加——人体研究法の制定に際して」(『臨床哲学』第 6 号、2005 年 1 月、2-18 頁) 参照。
- ¹⁰ Der Schweizerische Nationalfonds zur Förderung der wissenschaftlichen Forschung (Schweizerischer Nationalfonds, SNF).
- ¹¹ 研究者が輸入した胚性幹細胞を実験に利用する申請を行い、政府が対応を迫られるという状況はドイツと同様である。ドイツは 1990 年の胚保護法によって国内での胚性幹細胞樹立は行うことができなかったが、幹細胞法(2002 年 7 月 1 日施行) まで輸入については規制がなかった。そこで、輸入した胚性幹細胞を研究利用しようとするグループが現れ、2001 年 5 月にドイツ研究協会(DFG) がこれを容認する勧告を行った。この経過については、齋藤純子「ドイツ——幹細胞法の施行」(『ジュリスト』第 1231 号、2002 年 10 月、135 頁) 参照。
- ¹² NEK-CNE, “Forschung an importierten embryonalen Stammzellen. Stellungnahme (Stellungnahme 1/2001),” *Schweizerische Ärztezeitung*, 82 (48), 2001, S.2522-2525.
- ¹³ NEK-CNE, *a.a.O.*, S.2523.
- ¹⁴ Rosmarie Dormann, 01.441. Parlamentarische Initiative. “Verbot der verbrauchenden Forschung an Embryonen. Moratorium.”
- ¹⁵ Grüne Fraktion, 01.3436. Interpellation. “Menschliche Embryonen als Rohstoff für die Forschung?”
- ¹⁶ ヤコーニらがスイス国家基金から助成を受けた研究のタイトルは「ヒト胚性幹細胞の培養と、心筋細胞および造血細胞への分化」、助成期間は 2001 年 12 月 1 日から 2004 年 11 月 30 日である。
- ¹⁷ “Ja zur embryonalen Stammzellenforschung, Der Schweizerische Nationalfonds fördert Genfer Gesuch.” *Neue Zürcher Zeitung*, 29/30 September 2001(Nr.226), S.16.
- ¹⁸ 意見聴取手続きの役割など、スイスの立法手続きについては、渡辺久丸『現代スイス憲法の研究』(信山社、1999 年) が詳しい。
- ¹⁹ NEK-CNE, *Zur Forschung an embryonalen Stammzellen* (Stellungnahme 3/2002), 2002. (http://www.nek-cne.ch/de/pdf/sn3_stammz_de.pdf, 2005 年 1 月 31 日現在)
- ²⁰ NEK-CNE, *a.a.O.*, S.66-67. なお、余剰胚の利用を容認するに際して、次の 10 個の条件があげられている。

- (1) 当該の胚は、体外受精の枠内で生じたものであること、つまり研究目的ではなく、妊娠のために作成されたものでなければならない。
- (2) 胚が余剰となるのは、胚移入の通常の手続きが実施されえず、治療を受けている女性について、妊娠ができないことによってでなければならない。
- (3) 胚が妊娠のために利用されえないことが判明した後で初めて、夫婦に照会することができる。
- (4) 夫婦は自由に、説明を受け、文書によって同意していなければならない。
- (5) 研究の企図は、生物医学の基礎的知見の拡張に本質的な意味を持つか、治療的措置の発見に役立たねばならない。
- (6) 研究計画は、異論のない科学的性質を持たねばならない。これは相応の独立した専門的鑑定によって証明されねばならない。
- (7) 胚、器官、細胞、細胞株には特許が与えられてはならない。
- (8) 胚および、直接的に胚から採取された細胞を売買してはならない。
- (9) 胚研究および幹細胞採取は胚盤胞期までにのみ行ってよい。
- (10) ヒトの臨床研究のための権限をもつカントン倫理委員会が、(1) から (9) までの点に応じて、計画を審査しなければならない。

- ²¹ ドイツ幹細胞法 4 条 2 項 1a 「当該胚性幹細胞が、原産国の法律状態との合致のもとに

同国で 2002 年 1 月 1 日より前に採取され、培養中であり、または培養に引き続き冷凍保存されていること（胚性幹細胞株）。」（『独仏生命倫理研究資料集』千葉大学文学部哲学講座飯田研究室、2003 年、53 頁-57 頁収録の岩志和一郎訳を参照した。傍点筆者。）傍点部分が期日規則に関する規定である。

- 22 TA-SWISS による「胚性幹細胞のパブリフォーカス」については、次の報告書を参照した。TA-SWISS (Hrsg.), *Bericht eines Mitwirkungsverfahrens, publifocus zur Forschung an embryonalen Stammzellen*, 2002.

- 23 議会での審議の概要は、以下のウェブページを参照した。

http://www.parlament.ch/afs/data/d/rb/d_rb_20020083.htm, 2005 年 1 月 31 日現在
また、2003 年 9 月の国民議会の議事録（Amtliches Bulletin, AB）は以下のウェブページの 2003 年 Herbstsession を参照（国民議会議事録からの引用は、慣例にしたがって、Amtliches Bulletin の略号 AB、年号、国民議会を示す N、ページ数の順に表記する。）
<http://www.parlament.ch/ab/static/ab/html/d/default-99-03.htm>, 2005 年 1 月 31 日現在

- 24 グラーフらの提案は、幹細胞研究法を廃案にすべきだというものであるが、この理由として次の 5 つをあげている。（AB 2003 N 1350）

- (1) 合憲性が与えられていない。
- (2) 胚研究法を幹細胞研究のみに関係する法に分裂させることは、不自然かつ不正である。
- (3) スイス国家基金の性急な決定に押されて、迅速な手続きを取る必要はなく、計画中の人体研究の連邦法で規制について取り組むべきである。
- (4) ヒトの生命は道具化されてはならない。
- (5) 「胚利用の」防止と代案が促進されるべきであって、成人の幹細胞研究はスイスにおいて大きな潜在性を持っている。

- 25 第 1 節で見たとおり、2001 年 1 月 1 日施行の生殖医療法では胚の保存が原則として禁止されていたために、生殖医療法施行後の余剰胚の正確な数と理由がしばらく公式には報告されていなかった。連邦保健庁の報告によれば、2001 年から 2003 年まで毎年約 200 個ずつの余剰胚が生じており、生殖医療法施行前から保存されている胚は約 1000 個にのぼる。

- 26 条文は次のとおりである。参考までに 142 条 1 項および 2 項も記しておく。連邦憲法の邦訳は、美根慶樹『スイス 歴史が生んだ異色の憲法』（ミネルヴァ書房、2003 年）に収録されているものを参照した。スイス憲法におけるレファレンダムの規定についての詳細は、渡辺、前掲書、41-48 頁および 520-527 頁を参照のこと。

第 141 条 任意的レファレンダム

1. 次の事項は、5 万人の有権者または 8 カントンの要求にもとづいて、これを国民の投票に付す。
 - a. 連邦法
 - b. 1 年を超えて効力を有する、緊急と宣言された連邦法
 - c. 任意的国民投票に付すことが憲法または法律で定められている連邦令

第 142 条 過半数の必要

1. 国民の投票に付された案件は、それについて投票者の過半数が賛成をしたときに採択される。
2. 国民とカントンの投票に付された案件は、それについて投票者の過半とカントンの過半が賛成したときに採択される。

- 27 AB 2003 N 2131.

- 28 Basler Appell, “Argumente für ein Nein zum Stammzellenforschungsgesetz,” 2004.
（<http://www.baslerappell.ch/de/content/themen/documents/Argumentarium.pdf>, 2005 年 1 月 31 日現在）

- 29 “Die Kritik an der Forschung und der Glaube. Rechts und Links gegen das Stammzellenforschungsgesetz.” *Neue Zürcher Zeitung*, 8. April 2004 (Nr.83), S.9.
ただし、公式には、提出された署名は 86136 人分で、そのうち有効なものは、85470 人

分であった。“Referendum gegen das Bundesgesetz vom 19. Dezember 2003 über die Forschung an embryonalen Stammzellen,” BBl 2004 2429.

³⁰ 社会民主党の国民議会議員で医学博士のフランコ・カヴァッリ (Franco Cavalli) は「原理主義への反対」という小論で、『『生命にイエス』のような反動的な組織は (中略) タリバンやブッシュのネオコンに属するものである」という批判を行っている。Franco Cavalli, Wider den Fundamentalismus, *Soziale Medizin*, vol.2.04, 2004, S.47-48.

(<http://www.sozialemedizin.ch/pdf/204cavalli.pdf>, 2005 年 1 月 31 日現在)

³¹ “Wieder Rückenwind für den Bundesrat. Ja zu Finanzvorlagen und Stammzellenforschung.” *Neue Zürcher Zeitung*, 29. November 2004 (Nr.279), S.6-8.

³² Kommission für Wissenschaft, Bildung und Kultur NR, “04.423 n. Pa.Iv. Gutzwiller. Präimplantationsdiagnostik. Bewilligung. Bericht der Kommission für Wissenschaft, Bildung und Kultur vom 29. November 2004.”

³³ Felix Gutzwiller, 04.423. Parlamentarische Initiative. “Präimplantationsdiagnostik. Bewilligung.”

³⁴ Kommission für Wissenschaft, Bildung und Kultur NR , 04.3439. Motion. “Zulassung der Präimplantationsdiagnostik.”

³⁵ Kommission für Wissenschaft, Bildung und Kultur NR , 04.3439.

³⁶ Gutzwiller, 04.423.

³⁷ Botschaft zum EFG, BBl 2002 1221.